

その他業務

代理貸付残高の内訳

(単位：千円)

区 分	平成 24 年度	平成 25 年度
全国信用協同組合連合会	39,997	36,241
株式会社商工組合中央金庫	1,153	8,672
株式会社日本政策金融公庫	433,032	355,028
独立行政法人住宅金融支援機構	5,319,493	4,693,964
独立行政法人勤労者退職金共済機構	60,534	58,926
独立行政法人福祉医療機構	357,389	361,942
その他	48,500	67,450
合 計	6,260,098	5,582,223

公共債窓販実績

(単位：千円)

項 目	平成 24 年度	平成 25 年度
国債・その他公共債	15,000	—

内国為替取扱実績

(単位：百万円)

区 分		平成 24 年度		平成 25 年度	
		件 数	金 額	件 数	金 額
送金・振込	他の金融機関向け	125,983	77,560	123,981	71,830
	他の金融機関から	212,270	96,354	209,879	95,901
代金取立	他の金融機関向け	2,033	784	1,722	833
	他の金融機関から	394	167	357	117
合 計		340,680	174,865	335,939	168,683

外国為替取扱高(取次実績)

(単位：ドル)

区 分		平成 24 年度	平成 25 年度
貿 易	輸 出	—	—
	輸 入	—	—
	貿 易 外	211,354	348,514
合 計		211,354	348,514

経営管理体制

リスク管理体制

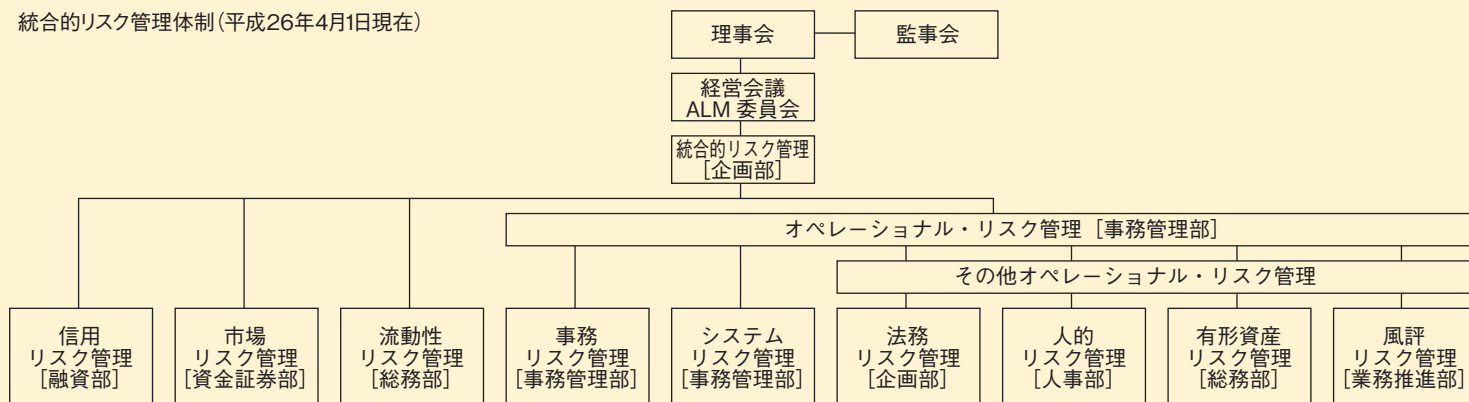
金融の自由化・国際化の進展や金融技術の高度化に伴い、金融機関の抱えるリスクは多様化・複雑化しており、金融機関経営にとってリスク管理の重要性はますます高まっています。

こうした経営環境を踏まえ、当組合は直面する各種リスクを適切に管理し、経営の健全性を維持するため、「リスク管理態勢の強化」を経営の重点施策として位置づけ、「リスク管理基本方針」のもとに「健全性の維持」と「収益性の向上」の双方にバランスのとれた経営を目指しております。

1. リスク管理体制

当組合では、リスク管理を経営の重要課題の一つとして位置づけ、主要なリスクである「信用リスク」、「市場リスク」、「流動性リスク」、「オペレーショナル・リスク」の管理についてそれぞれ管理部署を定め、これらを統括部署が統合的に把握・管理するとともに、経営会議・ALM委員会で評価・検討することにより、実効性のあるリスク管理と相互牽制機能の有効性を確保しております。

統合的リスク管理体制(平成26年4月1日現在)



2. 統合的リスク管理

統合的リスク管理とは、金融機関の業務に内在する各種リスクについて、一元的に管理し総体的に捉えてその総体的なリスクを経営体力と比較・対照することにより、業務の健全性を確保することを目的としています。当組合では、「統合的リスク管理規程」に基づき信用リスク、市場リスク、オペレーショナル・リスクといったリスク毎にリスク量の上限を設定（資本配賦）し、それぞれの管理部署がリスク量のコントロールを行っております。

また、統合的リスク管理部署がこれらのリスク量を自己資本と対比して、一元的に把握するとともに、リスク管理の状況について定期的に経営会議やALM委員会へ報告を行い、状況に応じて適切に対策を実施していく体制を構築しております。

3. 信用リスク管理

信用リスクとは、取引先の財務状況の悪化等により、貸出金等の資産の価値が減少ないしは消滅し、損失を被るリスクのことです。

当組合では資産の健全性確保を経営の重要課題の一つとして位置づけ、営業推進部門から独立した本部審査体制の整備、自己査定による信用リスクの把握、信用リスクに見合った適正な収益の確保、ポートフォリオ管理に基づくリスク分散などを通じて信用リスク管理の高度化に努めております。また、融資研修を定期的実施し、職員の審査能力の向上に努めております。

経営管理体制

4. 市場リスク管理

市場リスクとは、金利、為替、有価証券価格等が変動することにより損失を被るリスクのことです。

当組合では「市場リスク管理規程」や「資金運用基準」、年度毎の「資金運用方針」を定め適切な運用・管理を行っております。

また、市場リスク管理部署が「市場リスク管理規程」に基づき時価評価損益分析、感応度分析、ストレステスト等を実施するとともにVaRによりリスク量を計測し、ALM委員会へ報告のうえ協議するほか、統合的リスク管理部署が運用状況等のチェック・評価を行い、経営会議へ報告するなど相互牽制機能が働く体制としております。

5. 流動性リスク管理

流動性リスクとは、財務内容の悪化等により必要な資金が確保できず、資金繰りがつなくなる場合や、資金の確保に通常よりも著しく高い金利の支払を余儀なくされることにより、損失を被るリスクのことです。

当組合では、的確な資金ポジションを確保するため資金繰り状況を把握し、資金調達手段の確保を図っています。支払準備資産は適正な水準を確保するよう努めており、これらの状況を定期的にALM委員会に報告のうえ協議する体制としております。

6. オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、内部プロセス・人・システムが不適切であること、もしくは機能しないこと等から金融機関が損失を被るリスクのことです。具体的には、事務ミス、システム障害、不正等の内部管理上の要因や、災害、テロリズム、犯罪等の外部要因により損失が発生するリスクのことです。

当組合では、特に事務リスク管理については、本部・営業店が一体となり「事務リスク管理規程」に基づき、日頃の事務指導や研修体制の強化、さらには牽制機能としての事務検証等に取り組んでおります。また、システムリスクについては、「システムリスク管理規程」に基づき安定した業務遂行ができるよう、多様化・複雑化するリスクに対する管理体制の整備に努めております。その他のリスクについては、「オペレーショナル・リスク管理規程」に基づき、各部署が適切な管理に努めております。

法令等遵守（コンプライアンス）体制

■コンプライアンス体制

金融機関は、一般企業にも増して公共性が高いため、より高いレベルのコンプライアンスが求められ、業務において顧客情報の厳正な取扱い、犯罪収益移転防止法の徹底等多くの遵守すべき法令・ルールがあり、お客さまの保護が求められています。

当組合は、法令等遵守（コンプライアンス）を経営上の最重要課題の一つとして位置づけ、理事会をはじめ経営会議等で、法令等遵守に関する諸問題について協議・決定する体制をとっております。

また、法令等遵守を確実に実践するため、役員及び部店長自らが誠実かつ率先垂範してコンプライアンスに取り組むとともに、集合研修の実施と併せ、全員に配布済の冊子「コンプライアンス・マニュアル」、「コンプライアンス・プログラム」、「信用組合の社会的責任とコンプライアンス」等を教材として職場内教育を実施し、全員が各業務において遵守すべき法令や必要とされる法務知識を理解し、日常業務に反映できるように努めております。

■コンプライアンスの基本方針

1. 社会的責任（CSR）と公共的使命

当組合は、金融機関としての社会的責任と公共的使命を十分認識し、健全な業務運営を通じて、お客さま及び社会からの信頼・信用を確保します。

2. 信頼の確保

当組合は、法令、諸規則、諸規定の遵守（以下「コンプライアンス」という。）を通じて、社会的規範を逸脱することなく、誠実かつ公正に業務を遂行して、コンプライアンスの実践を図ります。

3. 経営の透明性確保

当組合は、その事業等の情報を適時かつ適切に開示して、広く社会とのコミュニケーションを図ります。

4. 人間尊重の精神

当組合は、従業員の人格、個性を尊重するとともに、安全かつ快適な環境を確保します。

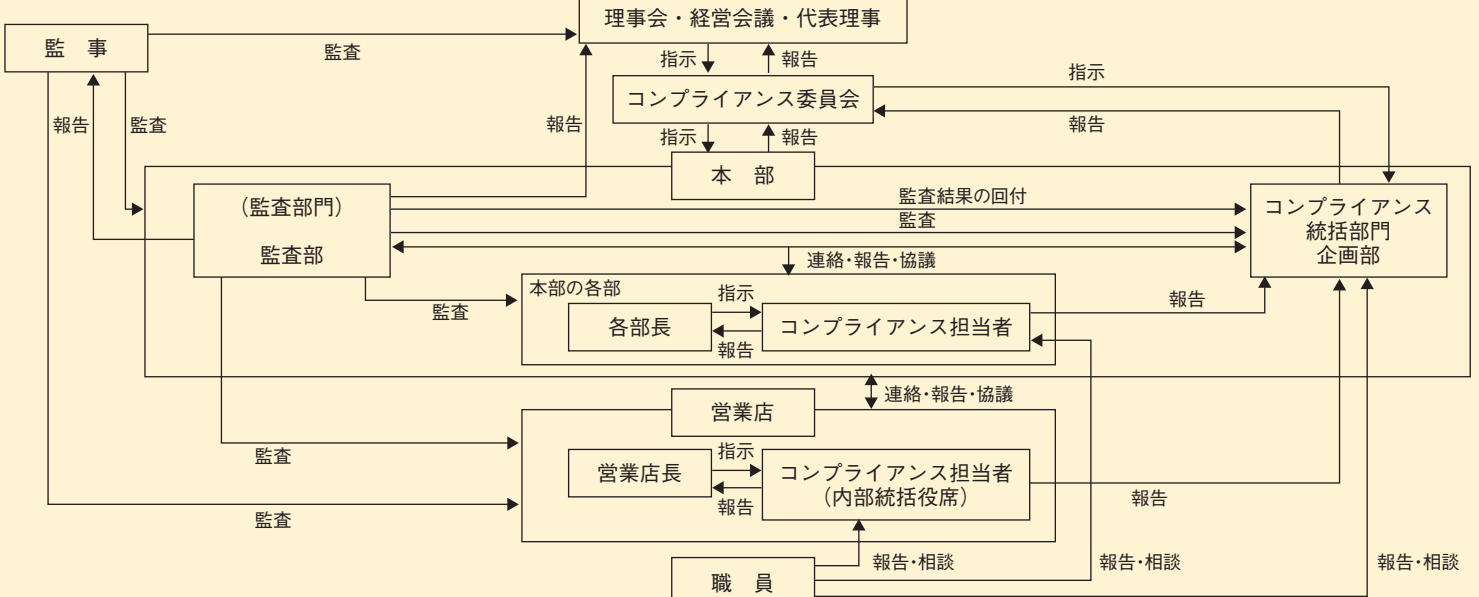
5. 環境問題と社会貢献活動への取り組み

当組合は、社会の構成員であること及び地域社会の発展や公共の利益に深く関わる業務に携わっていることを認識し、「良き企業市民として、自主的かつ積極的に社会貢献活動及び環境問題に取り組めます。

6. 反社会的勢力との決別

当組合は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは断固として対決します。

■コンプライアンス体制図（平成26年4月1日現在）



一定量的事項一

〈自己資本の構成に関する事項〉

(単位：千円)

項目	平成24年度
(自己資本)	
出資金	1,110,971
非累積的永久優先出資	—
優先出資申込証拠金	—
資本準備金	—
その他資本剰余金	—
利益準備金	1,110,971
特別積立金	8,750,000
繰越金(当期末残高)	207,861
その他	—
自己優先出資(△)	—
自己優先出資申込証拠金	—
その他有価証券の評価差損	—
営業権相当額(△)	—
のれん相当額(△)	—
企業結合により計上される無形固定資産相当額(△)	—
証券化取引により増加した自己資本に相当する額(△)	—
基本的項目(A)	11,179,803
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	59,491
一般貸倒引当金	170,381
負債性資本調達手段等	—
負債性資本調達手段	—
期限付劣後債務及び期限付優先出資	—
補完的項目不算入額(△)	—
補完的項目(B)	229,872
自己資本総額 [(A)+(B)]=(C)	11,409,675
他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額	—
負債性資本調達手段及びこれに準ずるもの	—
期限付劣後債務及び期限付優先出資並びにこれらに準ずるもの	—
非同時決済取引に係る控除額及び信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係る控除額	—
基本的項目からの控除分を除く、自己資本控除とされる証券化エクスポージャー及び信用補完機能を持つI/Oストリップス(告示第223条を準用する場合を含む。)	—
控除項目不算入額(△)	—
控除項目計(D)	—
自己資本額 [(C)-(D)]=(E)	11,409,675
(リスク・アセット等)	
資産(オン・バランス)項目	94,765,204
オフ・バランス取引等項目	366,962
オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	6,206,358
リスク・アセット等計(F)	101,338,524
単体 Tier1 比率(A/F)	11.03%
単体自己資本比率(E/F)	11.25%

(単位：千円)

項目	平成25年度	経過措置による不算入額
コア資本に係る基礎項目(1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員勘定又は会員勘定の額	11,429,198	
うち、出資金及び資本剰余金の額	1,216,504	
うち、利益剰余金の額	10,258,784	
うち、外部流出予定額(△)	46,090	
うち、上記以外に該当するものの額	—	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	194,295	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	194,295	
うち、適格引当金コア資本算入額	—	
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	59,365	
コア資本に係る基礎項目の額(イ)	11,682,858	
コア資本に係る調整項目(2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	—	32,694
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	—	32,694
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用協同組合連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額(ロ)	—	
自己資本		
自己資本の額((イ)-(ロ))(ハ)	11,682,858	
リスク・アセット等(3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	96,963,736	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△9,121,783	
うち、無形固定資産(のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)	32,694	
うち、繰延税金資産	—	
うち、前払年金費用	—	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△9,286,401	
うち、上記以外に該当するものの額	131,924	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	6,368,004	
信用リスク・アセット調整額	—	
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	
リスク・アセット等の額の合計額(ニ)	103,331,740	
自己資本比率		
自己資本比率((ハ)/(ニ))	11.30%	

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第22号)が平成25年3月8日に改正され、平成26年3月31日から改正後の告示が適用されたことから、平成24年度においては旧告示に基づく開示、平成25年度においては新告示に基づく開示を行っております。なお、当組合は国内基準を採用しております。

〈自己資本の充実度に関する事項〉

(単位：百万円)

	平成24年度		平成25年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額合計	95,132	3,805	96,963	3,878
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	94,996	3,799	105,978	4,239
(i) ソブリン向け	1,895	75	2,003	80
(ii) 金融機関向け	28,536	1,141	27,064	1,082
(iii) 法人等向け	27,312	1,092	24,676	987
(iv) 中小企業等・個人向け	15,674	626	15,037	601
(v) 抵当権付住宅ローン	1,566	62	1,431	57
(vi) 不動産取得等事業向け	14,678	587	15,744	629
(vii) 三月以上延滞等	1,420	56	909	36
(viii) 出資等			5,366	214
出資等のエクスポージャー			5,366	214
重要な出資のエクスポージャー				
(ix) 他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通出資等に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー			9,286	371
(x) 信用協同組合連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー			850	34
(xi) その他	3,915	156	3,607	144
②証券化エクスポージャー	136	5	59	2
③経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額			164	6
④他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額			△9,286	△371
⑤CVAリスク相当額を8%で除して得た額			46	1
⑥中央清算機関関連エクスポージャー			0	0
ロ. オペレーショナル・リスク	6,206	248	6,368	254
ハ. 単体総所要自己資本額(イ+ロ)	101,338	4,053	103,331	4,133

- (注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセットの額×4%
 2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。
 3. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門(当該国内においてソブリン扱いになっているもの)、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、信用保証協会等のことです。
 4. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「ソブリン向け」、「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
 5. 「その他」とは、(i)～(x)に区分されないエクスポージャーです。具体的には名寄せ後1億円超の貸出債権等が含まれます。
 6. オペレーショナル・リスクは、基礎的手法を採用しております。

$$\frac{\text{〈オペレーショナル・リスク(基礎的手法)の算定方法〉}}{\text{粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%} \div 8\%$$

直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数

7. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

〈信用リスクに関する事項(証券化エクスポージャーを除く)〉

●信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高(地域別・業種別・残存期間別)

(単位：百万円)

地域区分 業種区分 期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高								三月以上延滞 エクスポージャー	
	貸出金、コミットメント及び その他のデリバティブ以外の オフ・バランス取引				債券		デリバティブ 取引			
	平成24年度	平成25年度	平成24年度	平成25年度	平成24年度	平成25年度	平成24年度	平成25年度	平成24年度	平成25年度
内	205,884	213,537	95,939	96,139	29,511	31,590	—	—	2,540	1,867
外	45,472	36,287	—	3	45,472	35,484	—	—	—	—
地域別合計	251,356	249,824	95,939	96,142	74,983	67,074	—	—	2,540	1,867
製造業	13,783	14,642	7,700	7,122	6,082	7,520	—	—	446	284
農業、林業	893	732	893	732	—	—	—	—	69	63
漁業	1,397	1,349	1,397	1,349	—	—	—	—	38	49
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	11,332	10,214	9,827	8,910	1,504	1,303	—	—	311	211
電気・ガス・熱供給・水道業	2,174	2,276	260	265	1,913	2,010	—	—	—	—
情報通信業	1,031	982	124	75	901	901	—	—	—	6
運輸業、郵便業	4,569	4,852	2,567	2,446	2,002	2,405	—	—	63	60
卸売業、小売業	14,062	13,234	10,043	9,315	4,018	3,919	—	—	311	199
金融業、保険業	124,453	117,032	7,323	7,820	43,412	34,628	—	—	—	—
不動産業	20,014	21,360	17,026	17,643	2,980	3,709	—	—	777	460
物品賃貸業	114	96	114	96	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	645	570	645	570	—	—	—	—	9	9
宿泊業	1,538	1,581	1,538	1,581	—	—	—	—	26	25
飲食業	2,873	2,835	2,873	2,835	—	—	—	—	24	25
生活関連サービス業、娯楽業	1,692	1,898	1,692	1,898	—	—	—	—	27	6
教育、学習支援業	57	46	57	46	—	—	—	—	—	—
医療、福祉	309	336	309	336	—	—	—	—	—	—
その他のサービス	4,134	3,687	4,134	3,686	—	—	—	—	128	114
その他の産業	463	281	463	281	—	—	—	—	3	113
国・地方公共団体等	17,055	22,646	9,888	11,971	7,167	10,675	—	—	—	—
個人	17,065	17,077	17,065	17,077	—	—	—	—	308	236
その他	11,703	12,088	—	77	5,000	—	—	—	—	—
業種別合計	251,356	249,824	95,939	96,142	74,983	67,074	—	—	2,540	1,867
1年以下	70,296	72,066	23,458	21,554	5,112	5,080	—	—	—	—
1年超3年以下	40,910	35,076	10,223	8,847	14,651	10,136	—	—	—	—
3年超5年以下	27,640	28,064	11,860	12,336	12,775	12,726	—	—	—	—
5年超7年以下	12,046	18,662	10,723	10,522	1,323	7,138	—	—	—	—
7年超10年以下	23,567	23,263	9,267	9,263	8,287	7,087	—	—	—	—
10年超	62,422	58,419	28,869	32,103	30,552	23,305	—	—	—	—
期間の定めのないもの	14,475	8,672	1,539	1,437	2,280	1,601	—	—	—	—
その他	—	5,598	—	77	—	—	—	—	—	—
残存期間別合計	251,356	249,824	95,939	96,142	74,983	67,074	—	—	—	—

- (注) 1. 「貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引」とは、貸出金の期末残高他、当座貸越等のコミットメントの与信相当額、デリバティブ取引を除くオフ・バランス取引の与信相当額の合計額です。
 2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している者に係るエクスポージャーのことです。
 3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することが困難な投資信託等および業種区分や期間区分に分類することが困難なエクスポージャーです。具体的には現金、有形固定資産、無形固定資産等が含まれます。
 4. CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
 5. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

●一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

P.17をご参照ください。

●業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

(単位：百万円)

区 分	個別貸倒引当金						貸出金償却	
	期首残高		当期増減額		期末残高		平成24年度	平成25年度
	平成24年度	平成25年度	平成24年度	平成25年度	平成24年度	平成25年度		
国 内	1,581	1,689	108	△ 39	1,689	1,650	—	—
国 外	—	—	—	—	—	—	—	—
地 域 別 合 計	1,581	1,689	108	△ 39	1,689	1,650	—	—
製 造 業	121	169	48	△ 42	169	127	—	—
農 業、林 業	26	26	0	△ 4	26	22	—	—
漁 業	41	42	1	3	42	45	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—
建 設 業	147	128	△ 19	185	128	313	—	—
電気、ガス、熱供給、水道業	—	—	—	—	—	—	—	—
情 報 通 信 業	—	—	—	—	—	—	—	—
運 輸 業、郵 便 業	26	26	0	0	26	26	—	—
卸 売 業、小 売 業	272	252	△ 19	△ 6	252	246	—	—
金 融 業、保 険 業	—	—	—	—	—	—	—	—
不 動 産 業	335	483	148	△ 261	483	222	—	—
物 品 賃 貸 業	—	—	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—
宿 泊 業	15	23	7	0	23	23	—	—
飲 食 業	367	321	△ 46	95	321	416	—	—
生活関連サービス業、娯楽業	—	—	—	—	—	—	—	—
教育、学習支援業	—	—	—	—	—	—	—	—
医 療、福 祉	—	—	—	—	—	—	—	—
その他のサービス	46	57	11	△ 22	57	35	—	—
その他の産業	—	—	—	—	—	—	—	—
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—
個 人	178	157	△ 21	13	157	170	—	—
合 計	1,581	1,689	108	△ 39	1,689	1,650	—	—

(注) 1. 当組合は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、国外に該当する項目はありません。

2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

●リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位：百万円)

告示で定めるリスク・ウェイト区分 (%)	エクスポージャーの額			
	平成 24 年度		平成 25 年度	
	格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し
0	6,061	20,260	1,015	24,961
10	2,580	12,069	3,800	11,895
20	29,420	82,454	24,183	83,132
35	—	6,345	—	5,793
50	12,124	3,567	15,353	2,756
75	—	26,048	—	25,469
100	11,048	38,785	6,394	44,646
150	—	595	—	344
250	—	—	—	—
1,250	—	—	—	—
その他	—	—	—	77
合計	61,233	190,123	50,748	199,076

(注) 1. 格付は、適格格付機関が付与しているものに限り、適用されます。

2. エクスポージャーは、信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分してあります。

3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー（経過措置による不算入分を除く）、CVA リスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

4. 「1,250%」欄については、自己資本比率告示の規定により、平成 24 年度は資本控除した額、平成 25 年度はリスク・ウェイト 1,250% を適用したエクスポージャーの額を記載しております。

●信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー **〈信用リスク削減手法に関する事項〉**

(単位：百万円)

信用リスク削減手法	適格金融資産担保		保 証		クレジット・デリバティブ	
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
ポートフォリオ						
信用リスク削減手法が適用された エクスポージャー	8,476	8,288	2,864	3,045	—	—
①ソブリン向け	110	132	—	502	—	—
②金融機関向け	—	—	—	—	—	—
③法人等向け	1,827	1,759	—	—	—	—
④中小企業等・個人向け	5,156	4,966	262	247	—	—
⑤抵当権付住宅ローン	68	80	2,514	2,256	—	—
⑥不動産取得等事業向け	1,198	1,255	—	—	—	—
⑦3 ヶ月以上延滞等	36	17	88	39	—	—
⑧その他	81	75	—	—	—	—

(注) 1. 当組合は、適格金融資産担保について簡便手法を用いております。

2. 上記「保証」には、告示（平成 18 年金融庁告示第 2 号）第 4 5 条（信用保証協会、農業信用基金協会、漁業信用基金協会により保証されたエクスポージャー）、第 4 6 条（株式会社地域経済活性化支援機構等により保証されたエクスポージャー）を含んでおりません。

3. 「その他」とは、①～⑦に区分されないエクスポージャーです。具体的には名寄せ後 1 億円超の貸出債権等が含まれます。

〈派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項〉

該当ございません。

〈証券化エクスポージャーに関する事項〉

- オリジネーターの場合
該当ございません。

- 投資家の場合（信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項）

①保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

（単位：百万円）

区 分	平成 24 年度		平成 25 年度	
	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引
証券化エクスポージャーの額	678	—	299	—
（i）不動産ローン	678	—	299	—
（ii）動産ローン	—	—	—	—

（注）再証券化エクスポージャーは保有していません。

②保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額等

（単位：百万円）

告示で定めるリスク・ウェイト区分（％）	エクスポージャー残高				所要自己資本の額			
	平成 24 年度		平成 25 年度		平成 24 年度		平成 25 年度	
	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引
20	678	—	299	—	5	—	2	—
50	—	—	—	—	—	—	—	—
100	—	—	—	—	—	—	—	—
350	—	—	—	—	—	—	—	—
1,250	—	—	—	—	—	—	—	—
自己資本控除	—	—	—	—	—	—	—	—
（i）不動産ローン	—	—	—	—	—	—	—	—
（ii）動産ローン	—	—	—	—	—	—	—	—

（注）1. 所要自己資本の額＝エクスポージャー残高×リスク・ウェイト×4%

2. 「1,250%」欄については、自己資本比率告示の規定により、平成 24 年度は資本控除した額、平成 25 年度はリスク・ウェイト 1,250%を適用したエクスポージャーの額を記載しております。なお、（i）（ii）は当該額に係る主な原資産の種類別の内訳です。

3. 再証券化エクスポージャーは保有していません。

③証券化エクスポージャーに関する経過措置の適用により算出される信用リスク・アセットの額

該当ございません。

〈出資等エクスポージャーに関する事項〉

- 貸借対照表計上額及び時価等

（単位：百万円）

区 分	平成 24 年度		平成 25 年度	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上 場 株 式 等	3,131	3,131	4,113	4,113
非 上 場 株 式 等	918	918	918	918
合 計	4,050	4,050	5,032	5,032

（注）貸借対照表計上額は、期末日現在における市場価格等に基づいております。

- 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

（単位：百万円）

区 分	平成 24 年度	平成 25 年度
売 却 益	80	195
売 却 損	—	108
償 却	—	—

（注）損益計算書における損益の額を記載しております。

- 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

（単位：百万円）

評 価 損 益	平成 24 年度	平成 25 年度
	△ 68	62

（注）「貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額」とは、その他有価証券の評価損益です。

- 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

該当ございません。

（注）「貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額」とは、子会社株式及び関連会社の評価損益です。

〈銀行勘定における金利リスクに関する事項〉

- 金利リスクに関して内部管理上使用した金利ショックに対する損益または経済価値の増減額

（単位：百万円）

金利ショックに対する損益・経済価値の増減額	平成 24 年度	平成 25 年度
	407	1,010

（注）金利リスクは、金融機関の保有する資産・負債のうち、市場金利に影響を受けるもの（例えば、貸出金、有価証券、預金等）が金利ショックにより発生するリスク量を見るものです。当組合では、金利ショックはパーセンタイル値を用いて金利リスクを算出しております。